

8 農林水産

農林水産部会では、203回臨時国会で政府が提出した「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案」、204回通常国会で政府が提出した「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律案」、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案」、「農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案」について慎重に審議し、いずれも賛成した。

また、農業、畜産、林業、漁業の現状と課題について、関係団体との意見交換を行うとともに、農林水産省が運用を急きよ変更し、不公平感をもたらした高収益作物次期作支援交付金制度の改善をはじめ、2020年年末から2021年初頭にかけて起きた大雪による農業被害や、米国での大型景気対策による住宅建設の急増等を背景とする国内の木材需要のひっ迫などについて、現場の声や提言を伝達するため、農林水産大臣に申し入れを行った。

種苗法改正案を慎重審議

政府は2020年の201回通常国会に「種苗法の一部を改正する法律案」を提出した。この法案は、登録品種の国外流出の防止や植物の新品種の育成者権の適切な保護及び活用を図るため、輸出先国や栽培地域を指定された登録品種についての育成者権の効力に関する特例や、登録品種の育成者権の効力が及ぶ範囲の例外を定めた自家増殖に係る規定を廃止し許諾制を導入すること、育成者権を活用しやすくするための推定制度や特性の訂正制度の創設等を定めるものである。

この法案について、登録品種の自家増殖が許諾

制となることに対し、農家の生産コスト・事務負担の増加や、営農への支障を懸念する声があり、慎重審議を求める多くの要請があった。法案は継続審議となり、203回臨時国会で審議が行われた。

部会では、法案の趣旨である国内の知的財産権の保護や育成者権者の権利を守ることについて異論はないが、自家増殖を行っている有機農法の農家等、営農関係者が抱く不安や懸念に配慮する必要があり、許諾に基づく自家増殖について例外を設けるべきとの意見があった。また、安倍政権で行われた主要農作物種子法の廃止や農業競争力強化支援法第8条第4号(種子その他の種苗に関する独立行政法人の試験研究機関や都道府県が有する種苗生産に関する知見の民間事業者への提供促進)の規定など、農業分野における過度な規制緩和が色濃く影響していることを再認識した。

このため、影響を受ける可能性がある有機栽培について育成者権の効力が及ぶ範囲の例外とすることと、農業競争力強化支援法8条4号を削除する修正案を提案したが、否決されたことから、政府提出の原案に反対した。

公的新品種の育成と在来品種の保護へ向けて

種苗法改正案の部会での議論の結果、いまも公的試験機関が核となり開発している新品種育成と、地域の伝統や文化に根差す在来品種の保護は、地域農業の基盤である農業用植物の優良な品種を今後も確保する上で重要と認識し、議員立法「農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等及び在来品種の保全に関する法律案」を取りまとめた。法案は、①公的新品種育成促進の国による財政上の措置、②農業者が低



2020.12.8 高収益作物次期作支援交付金制度の改善を農林水産省に要望



2021.6.11 公的新品種育成促進及び在来品種保全法案を衆議院に提出

廉な対価で利用できる環境の整備や公的育成品種の知的財産権に関する国民への啓発等、国や地方公共団体による公的新品種の有効かつ適正な利用、③在来品種の種苗の収集や体系的な保存・情報提供・積極的な活用の促進、④種苗生産に係る技術を有する人材育成や技術の普及指導の促進を盛り込んだ。本法案は、2021年6月11日、野党4党で衆議院へ共同提出し、継続審議となっている。

コロナ禍で打撃を受けた茶業を支えるために

新型コロナウイルス感染症拡大による飲食店の休業、イベント中止、観光客の減少、冠婚葬祭の規模縮小・延期は、生産面積や生産者数の減少といった構造的な課題が続く茶の生産や、お茶の文化形成に資する活動に大きな影響を及ぼした。このため立憲民主党は有志議員が中心となり、茶業に対する生産方式の改善等、茶業関係者への支援や、お茶の文化の振興に資する活動に対する支援、お茶と新型コロナの予防に関する調査研究の推進を施行後1年の期限で実施する議員立法「新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている茶業等に係る緊急の支援等に関する法律案」を2021年4月23日、衆議院へ提出し、継続審議となっている。

与党と協議し積極的に議員立法を策定

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(鳥獣被害対策特措法)は、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除が2021年12月までとなっており、期限延長を含めた改正が見込まれていた。

法改正を見据え、立憲民主党は鳥獣被害対策検

討プロジェクトチームを設置し、関係省庁や鳥獣被害対策に取り組む農林関係や狩猟関係団体からのヒアリング、有識者との意見交換を行った。そのうえで議員間協議を行い、党としての考えを取りまとめ、与党と協議を行った。その結果、都道府県の鳥獣被害防止に関する措置について、協議の場を作り関係地方公共団体と調整を図ることや、捕獲対象鳥獣の有効利用について皮革を含むこと等が盛り込まれた。こうした経緯を経て、鳥獣被害対策特措法の改正案は衆議院農林水産委員長提案により、204回通常国会で成立した。

また議員立法「公共建築物における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」では、建築用木材等の適切かつ安定的な供給に努める規定の新設、新設される木材利用促進本部の構成員に、学校施設の木材利用推進の観点から文部科学大臣を追加すること、中高層の木造建築物や大規模な木造建築物の設計や施工を担う人材の育成などを提案し、与党と協議のうえ盛り込まれた。本法案は衆議院農林水産委員長提案により、204回通常国会で成立した。